## 岐阜県動物愛護推進員設置要綱

#### (趣旨)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。) 第38条の規定に基づき、地域における動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推 進するために設置する岐阜県動物愛護推進員(以下「推進員」という。)について必要な事項 を定める。

#### (委嘱及び委嘱期間)

- 第2条 推進員は、次の事項のすべてを満たす者で、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた者又は公募者から選出し、知事が委嘱する。
  - (1) 岐阜県内(岐阜市を除く。)に居住する県民又は動物愛護に関する活動拠点が岐阜県内(岐阜市を除く。)にある者で、満18歳以上の者。
  - (2) 動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と良識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者。
  - (3) 法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがない者。
  - (4) 第6条の規定により、推進員を解任されたことがない者。
  - (5) 県が主催する講習会を受講できる者。ただし、講習内容について既に知識があると知事が認めた場合には、その受講を免除することができる。
  - 2 推進員の任期は2年間とする。ただし、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を 受けた推進員が欠けた場合は、前任者の残任期間内で後任の推進員を委嘱することができる。
  - 3 知事は、推進員に対し、「動物愛護推進員の証」(別記様式1)を交付する。
  - 4 推進員は、宣誓書(別記様式2)を知事に提出する。(ただし、再任の場合は除く。
  - 5 推進員は再任することができる。

#### (遵守事項)

- 第3条 推進員は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 活動を行う上で知り得た情報は、第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
  - (2) 活動に当たっては、公正かつ親切な態度を努めること。
  - (3) 活動に当たっては、「動物愛護推進員の証」を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。
  - (4) 推進員の身分を私的な利益のために用いないこと。

#### (推進員の活動)

- 第4条 推進員は、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
  - (2) 県民に対し、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
  - (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
  - (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、県、市町村及び岐阜県動物愛護推進協議会が行う事業に協力をすること。
  - (5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

### (保健所等との連携)

第5条 推進員は、活動に際し最寄りの保健所及び保健所センターとの連絡を密にし、必要に 応じ連携して業務を行わなければならない。

## (解任)

- 第6条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めた場合には、これを解任することができる。
  - (1) 推進員としてふさわしくない場合
  - (2) 本人より申し出があった場合

## (報告)

第7条 推進員は、当該年度の活動状況について翌年度の5月末日までに活動報告書(様式) を知事に提出しなければならない。

#### 附則

- 1 この要綱は平成16年5月27日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年度に委嘱した推進員の任期は、平成18年 3月31日までとする。

### 附則

この要綱は平成19年2月20日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成23年6月10日から施行する。

## 附則

この要綱は平成25年9月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は令和4年11月15日から施行する。

第 号

## 岐阜県動物愛護推進員の証

氏名 〇 〇 〇 〇

住所 0000000

年月日

任期 年 月 日まで

年 月 日交付

岐阜県知事

ΕŊ

(裏)

#### 動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

(動物愛護推進員)

- 第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。
  - 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
    - 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
    - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手 術その他の措置に関する必要な助言をすること。
    - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
    - 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
    - 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

古田 肇 様

# 宣誓書

岐阜県動物愛護推進員として活動するにあたり、下記の事項について宣誓します。

- 1 岐阜県の動物愛護推進員として行政との連携と協働および自主的な活動により、岐阜県の動物愛護の推進に努めます。
- 2 活動を行う上で知り得た情報は、第三者に漏らしません。動物愛護推進員としての任を解かれた後も同様に漏らしません。
- 3 活動に当たっては、公正かつ親切な態度に努めます。
- 4 活動に当たっては、「動物愛護推進員の証」を携帯し、相手から求めがあった場合は提示します。
- 5 動物愛護推進員の身分を私的な利益のために用いません。

年 月 日

住 所

氏 名

## 保健所長

岐阜県動物愛護推進員	
住所	
氏名	
<b>7</b> 4 1	

## 活動報告書

1 、江利中京(日内的に割料)でください。)
1. 活動内容(具体的に記載してください。)
2. 今後の活動に対する提案事項

※ 参考となるものがありましたら添付してください。

様式 (第7条関係)

年 月 日

保健所長

岐阜県動物愛護推進員	
住所	
氏名	

## 活動報告書

- 1. 活動内容(具体的に記載してください。)
- ・保健所で実施している「犬のしつけ方教室」に参加し、適正飼養の啓発を行った。
- ・保健所で実施している「動物愛護教室」に参加し、子供達に動物愛護の啓発を 行った。
- ・保健所から譲渡された犬猫の健康診断を実施した。(年間10頭)
- ・動物愛護フェスティバルに参加し、動物愛護の普及啓発をおこなった。
- ・保健所に収容された犬猫の新たな飼い主を探すため、動物病院内に掲示した。
- ・保健所に収容された犬猫の新たな飼い主を探した。(年間10頭)
- ・保健所に収容された犬猫を一時的に飼養し、新たな飼い主へ譲渡した。

(年間10頭)

- ・地域の防災訓練時に、ペットの災害に備えた対策について啓発を行った。
- 2. 今後の活動に対する提案事項
- 多くの人へ適正飼養の啓発を行うため、市町村のイベントに参加できる機会があるとよい。
- ・保健所から譲渡される犬猫を譲渡前にシャンプーを行いたい。
- ・地域の防災訓練で積極的に啓発活動を行いたい。
- ※ 参考となるものがありましたら添付してください。